

令和元年 10 月 11 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

乳幼児健康診査の健康診査委託料単価設定に関する
覚書の一部変更に関する情報提供について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

「乳幼児健康診査の健康診査委託料単価設定に関する
覚書の一部変更」に関する情報提供について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市を除く市町村の協議会となる神奈川県都市衛生行政協議会並びに神奈川県町村保健衛生連絡協議会と本会との間で平成8年に締結し、一部変更を行なっている同覚書について、10月1日からの診療報酬改定により、初診料282点から288点となることから、乳幼児健康診査の健康診査委託料単価に変更が生じることとなったため、10月1日以降発効される同覚書を別添のとおり一部変更いたしましたので、情報提供いたします。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

乳幼児健康診査の健康診査委託料単価設定に関する覚書の一部変更

平成8年12月25日付けで締結した乳幼児健康診査の健康診査委託料単価設定に関する覚書の「3 委託料等の更新」に定めるところにより、令和元年10月1日の診療報酬点数の改定に伴い、健康診査委託料を別紙のとおり変更する。
なお、変更後の健康診査委託料の適用時期は、令和元年10月1日からとする。
本覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の各々が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年9月19日

甲 逗子市逗子5-2-16
神奈川県都市衛生行政協議会
会長 桐ヶ谷 覚

乙 三浦郡葉山町堀内2135
神奈川県町村保健衛生連絡協議会
会長 新倉 利勝

丙 横浜市中区富士見町3-
公益社団法人神奈川県医師会
会長 菊岡 正和

別紙

乳幼児健康診査委託単価積算内訳

(令和元年10月1日から適用)

区 分	診療報酬 (点)	乳幼児健康診査委託料 (円)
1 基本診査料	493	4,930
初診料	288	2,880
乳幼児加算	75	750
乳幼児育児栄養指導料	130	1,300
2 診療情報提供料	250	2,500
合 計	743	7,430